

国民健康保険の加入手続について（ご案内）

加入手続についての詳細は、中野区ホームページ「国民健康保険に加入するとき」をご参照ください。

<届出の方法>

1 郵送による届出（別世帯の方による届出は不可） ※ 届出人は「世帯主」となります。

必要なものは、1 国民健康保険資格取得届（中野区のホームページからダウンロードすることができます。

1～3の全て ダウンロード又は印刷ができない場合は、下記までご連絡ください。届書の用紙をお送りします。）

2 証明書（同一世帯において国民健康保険に加入する方全員の氏名のあるものが必要です）

(1) 会社を辞めたとき（①～③のいずれかの写しを一つ）

① 健康保険資格喪失証明書

② 離職票（ハローワークに提出する前にお持ちください）

③ 退職証明書

(2) 家族の扶養からはずれたとき（①・②のいずれかの写しを一つ）

① 扶養削除証明書

② 扶養からはずれる方の名前が記載されている健康保険資格喪失証明書

(3) 退職後継続していた健康保険をやめたとき（任意継続の満了・特例退職者資格喪失のとき）

（①・②のいずれかの写しを一つ）

① 健康保険資格喪失証明書

② 使用していた健康保険証（資格喪失予定日が記載されているもの）

3 世帯主の確認（マイナンバーの確認及び本人確認）ができるもの（①及び②）

① 世帯主の方のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）の写し
（注1）

② 世帯主の方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）の写し

注1：他の書類が全て揃っていて不備等が無いときは、①のマイナンバー確認書類が無くてもお受けします。



注意事項

1 事由発生（職場の健康保険をやめた日など）から14日以内に届くようにお送りください。

2 原則としてお送りいただいた証明書等は返却しません。

3 書類に不備等があるときは、手続を進められないため書類一式を返送することがあります。

4 届書には、平日の日中にご連絡できる電話番号をご記入ください。

5 職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入する場合は、元の就業先職場へ電話確認することがありますので、元の就業先職場の電話番号（インターネットで公開されているもの）をご記入ください。

6 郵送方法は、なるべく **簡易書留郵便** 又は **特定記録郵便** にしてください。

7 加入手続完了後に、保険証を簡易書留郵便でご自宅へ郵送します。

2 窓口での届出

必要な書類等は、上記「1 郵送による届出」の他、保険料をお支払いになる方が窓口に来る場合、保険料の口座振替に使う口座のキャッシュカードと印鑑をお持ちください。

ただし、窓口での届出の場合、証明書や本人確認書類等は「写し」ではなく「原本」をご用意ください。本人確認書類等は必要に応じて写しをとります。

窓口にいらっしゃる方と世帯主の方が違う場合は、世帯主の方のマイナンバーおよび本人確認書類が無くてもお受けします。

【受付窓口と開設時間】

中野区役所（2階6番）又は、地域事務所（南中野、東部、野方、江古田、鷲宮）

平日の午前8時30分から午後5時まで

※ 納期限を過ぎている未納の国民健康保険料があるときは、地域事務所では手続をお受けできないことがありますので、ご注意ください。

お問合せ・郵送先

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所（2階6番窓口）

中野区国民健康保険（中野区 保険医療課 資格賦課係） 電話 03-3228-5511（直通）